

診 断 京 都

(題字 川上会長筆)

盛 夏 号

VOL. 3 No. 2 '71

目 次

京都府中小企業融資制度	P 2
多様化するコンサルタント	P 6
登録更新研修	P 6
暑中見舞広告	P 7
窓辺の風鈴に想うこと	P 8
府立中小企業総合指導所の人事異動	P 9
第23回全国能率大会	P 9
全国診断研究会予告	P 9
俳 句	P 9
支部会員異動	P 10
お知らせ	P 10
てーる, らんぶ	P 10

京 都 府 中 小 企 業 融 資 制 度

京都府立中小企業総合指導所
経営指導部相談課長

山 口 敏 雄

京都府では、去る4月1日より中小企業融資制度が改正されました。その改正点は、第一は京都信用保証協会の信用保証限度額引上げに伴う融資限度額のアップであり、第二は従来京都府及び京都市の各中小企業融資制度の内容が融資限度額その他の点で差異が多く中小企業者が融資申込みの場合に不便であったのを大巾に改正し、府、市協調から府市一体化の中小企業融資制度になったことです。第三は、最近特に大きな問題になっています公害防止、中小企業に働く従業員の定着性維持、向上等に伴う労務管理施策等の充実化をはかる低利政策融資の強化です。なお、中小企業融資には京都信用保証協会の信用保証が関連する場合が多いので信用保証の改正内容と京都府中小企業融資制度改正の主な点を列挙して診断協会々員諸氏の御参考までにお知らせします。

信用保証の改正

○京都信用保証協会とは、

中小企業者が金融機関からの資金借入れ（手形の割引を含む）がむずかしい場合にその中小企業者の債務の保証人となってその借入れを容易にするために設立された特殊公益法人です。

○信用保証の期間

運転資金は5年以内、設備資金は7年以内で返済方法は一時払い、または分割払いのいずれかによります。

○保証料（1企業につき）

☆一般保証 100万円以下 年0.6%
100万円超300万円以下 年1.25%
300万円超、年1.40%

★近代化保証、倒産関連保証、組合保証、
上記一般保証料の10%引き

★公害防止保証 一般保証料の20%引き

☆輸出特別保証

一船保証料と同じ、ただし100万円超は年1%

○保証の限度額

★一般保証

1企業2500万円以内、1組合5000万円以内

★無担保保証（一般保証と別枠です）

1企業300万円以内、1組合300万円以内

この保証は特別の場合のみ適用

★近代化保証（別枠）

◎1企業3000万円以内、1組合5000万円以内

設備近代化に伴う特定機械設備の設置を対象とします。

◎ただし、京都近代化保証の場合は、

1企業2000万円以内、1組合2000万円以内

上記の特定機械設備の非該当設備を対象とした京都独特のものです。

★倒産関連保証（別枠）

◎1企業2800万円、1組合5300万円

全国指定（通産省）された倒産企業と取引があり、その企業に対する不良債権発生に伴う運転資金を対象とするものです。

なお、保証額は不良債権発生額（受取手形、売掛金、未収金を含む）の範囲内です。

◎京都倒産関連保証、

1企業1000万円以内、1組合1000万円以内

倒産関連企業が京都に集中したり、或いは全国指定の倒産企業基準に合致しないがその影響が大なるものを京都で指定して行なう京都独自のものです。

★災害関係保証（別枠）……災害指定

1企業2800万円、1組合5300万円

★公害防止保証（別枠）

1 企業2000万円，1 組合4000万円

公害防止に伴う保証であり，その設備が該当しない公害防止設備については京都公害防止保証（京都独特のもの）があり，保証限度額は同じです。ただし例えば個別企業で公害防止保証2000万円，京都公害防止保証2000万円合計4000万円の信用保証を得ることはできません。即ち両保証の合計額限度は2000万円です。

★特惠転換保証（別枠）

特惠関税臨時措置法に基づく指定業種で，特惠転換に対し知事認定を受けたものが行なう事業転換資金を対象とするものです。（本年9月頃より実施予定です）

主な融資制度の改正

○京都府中小企業経営診断融資制度……(診)

★資金使途

- ①特定業種の中小企業の経営健全化に必要な資金……この場合，企業診断実施が条件です。
- ②取引先の倒産に関連し必要な運転資金で，原則として倒産関連指定（全国又は京都指定）にかかるもの，
- ③特惠関税にともなう事業転換資金で融資申込みの場合は，特惠保証の項で述べた知事認定が条件です。

★融資額

1 企業1000万円以内，1 組合2000万円以内

★融資期間 運転資金 5年以内，設備資金 7年以内

★融資利息 原則として 年7.6%

★取扱金融機関 京都銀行，南都銀行，信用金庫

★融資申込先，（京都市内）

京都府立中小企業総合指導所

○京都府中小企業作業環境，福利厚生施設整備特別融資制度……(福)

★資金使途

労働環境改善は従来ともすれば福利厚生施設が中

心でありましたが，従業員が快適な作業環境で力一杯働けるようにしたり，或いは，安全な施設を具備して作業することも極めて重要であります。従って本制度の資金使途は次の3種類あります。

- ①作業環境施設……作業場の改築（単なる増築でなく作業環境改善につながるもの）修繕，照明施設の整備，除じん，防害，脱臭，通風，空気清浄などの装置に必要な設備資金
- ②作業安全施設……災害防止，避難設備，測定機器などの設置に必要な設備資金
- ③福利厚生施設……従業員宿舍，社宅，給食施設，休養施設，託児施設，体育施設，教養文化施設等の設置に必要な設備資金

★融資額

所要資金の $\frac{9}{10}$ 以内で，原則として，1 企業1000万円以内。

★融資期間 7年以内

★融資利息 年6.5%

★取扱金融機関 京都銀行 信用金庫

★融資申込先（京都市内）

京都府立中小企業総合指導所

○京都府公害防止対策特別融資制度……(公)

★資金使途

公害防止には，組合等を結成し集団として公害防止に当る方法と個々企業単独として当る方法があり，又個々企業だけの公害防止も当該企業現在地における公害防止施設の設置と工場移転を伴うものに分れ，その内容は次の通り多岐になります。

①公害防止工場集団化資金（工業団地）

ア 組合が工場集団化の事業実施に必要な土地および共同施設を設置するために必要な設備資金（組合貸付）

イ 工場集団化事業に参加する組合員の工場，機械設備等を設置するために必要な設備資金（組合員貸付）

②公害防止共同工場資金……工場アパート

ア 組合が共同工場の建設に必要な土地および建物を設置するために必要な設備資金（組合

貸付)

イ 共同工場に参加する組合員の機械設備等を
設置するために必要な設備資金(組合員貸付)

③共同公害防止処理施設資金

組合が共同公害防止施設を設置するために必要
な設備資金

③公害防止施設資金

工場等の公害防止施設の設置, 改善をするため
に必要な設備資金

⑤工場等移転資金

公害防止のため必要と認められる工場等の移転
または公害防止施設設置に必要な用地および建
物を建設するために必要な設備資金

★融資額

ア 公害防止工場集団化資金

②組合融資 所要資金の $\frac{9}{10}$ 以内

①組合員融資 所要資金の $\frac{9}{10}$ 以内で
1 組合員2500万円以内

イ 公害防止共同工場資金

②組合融資 所要資金の $\frac{9}{10}$ 以内

①組合員融資 所要資金の $\frac{9}{10}$ 以内で1 組合員
2500万円以内

ウ 共同公害防止処理施設資金

所要資金の $\frac{9}{10}$ 以内

エ 公害防止施設資金

所要資金の $\frac{9}{10}$ 以内で1 企業1000万円以内

オ 工場等移転資金

所要資金の $\frac{9}{10}$ 以内で1 企業2000万円以内

ただし, 現状より生産部門の施設規模を拡大す
る部分については低利融資対象より除かれます

★融資期間, 融資利息

ア 公害防止工場集団化資金 10年以内 5.5%
(ただし, 京都府直貸の場合は15年以内 年
2.7%)

イ 公害防止共同工場資金 10年以内 5.5%
(ただし, 京都府直貸の場合は16年以内 無

利息)

ウ 共同公害防止処理施設資金

10年以内 5.5%(ただし, 府で2%の利子補給
を行なうから実質3.5%負担)
(ただし, 京都府直貸の場合は15年以内 無利
息)

エ 公害防止施設資金

7年以内, 5.5%(ただし, 府で2%の利子補給
を行なうから実質3.5%負担)
(ただし, 府設備近代化資金による京都府直貸
の場合は12年以内, 無利息)

オ 工場等移転資金 10年以内 5.5%

★取扱金融機関(京都府直貸を除く)

商工組合中央金庫, 京都銀行, 信用金庫

★融資申込先

京都府立中小企業総合指導所

○京都府商店街等近代化特別融資……(店)

★資金用途

本制度も商店, 小売市場が組織化により集団とし
て施設を設置する方法と個々の商店, 小売市場が
所属する商店街, 共同店舗または小売市場が計画
する建設整備計画の一環として施設を設置する方
法とに分れ, いずれも所属組合の総会または理事
会議決決定を条件にしており, その内容は次の通
りです。

①商店街整備資金

商店街を組織する法組合がその環境整備(アー
ケードアーチ, 街路灯, 共同表示看板, 休憩所,
駐車場等)を実施するために必要な設備資金

②共同店舗, 小売市場整備資金

法組合が共同店舗および小売市場を建設整備す
るに必要な設備資金,

③店舗整備資金

所属する商店街または共同店舗, 小売市場が策
定する建設整備計画の一環としてその構成員が
店舗の整備, 倉庫, ガレージの建設, 陳列ケー
ス, 自動販売機, 冷凍冷蔵設備, 防虫, 殺菌装
置などの設置に必要な設備資金

④共同施設資金

法組合が組合事務所、倉庫、運搬設備、従業員
宿舎、給食施設などの共同施設を設置するた
めに必要な設備資金

⑤店舗集団化等資金

特に知事が認める卸売業、倉庫業、貨物運送業
者が組織する法組合の集団化事業および小売商
業者の連鎖化の実施に必要な資金

★融資要件

- ①組合員の団結強固であり、かつ民主的な運営が
行なわれている組合であって、融資の対象とな
る共同事業の実施によってさらに組織が強化さ
れ、組合事業が活潑になると認められるもの
- ②大部分の組合員が利用しもしくは参加できるも
ので、一部少数組合員のみ利益となるもので
ない
- ③施設は、原則として新品で性能が優秀であり融
資年度内において着工し、かつ完成するもの

★融資額、融資期間、融資利息

①商店街整備資金

所要資金の $\frac{2}{3}$ 以内 10年以内 年5.5%

②共同店舗、小売市場整備資金

所要資金の $\frac{2}{3}$ 以内 10年以内 年5.5%

③店舗整備資金

所要資金の $\frac{8}{10}$ 以内で1企業500万円以内
5年以内 年6.5%

④共同施設資金

所要資金の $\frac{8}{10}$ 以内で1組合7000万円以内
7年以内 年5.5%

⑤店舗集団化等資金

所要資金の $\frac{2}{3}$ 以内 10年以内 年5.5%

★取扱金融機関

商工組合中央金庫、京都銀行、信用金庫

★融資申込先（京都市内）京都府商工指導課

京都支部の事業計画は次のとおりです。

- 1. 中小企業診断士更新登録研修の実施
- 2. 支部機関誌「診断京都」の発行
- 3. 関係諸官庁及び友好団体との連絡協調会議等への出席
- 4. 参考資料の無料配布
- 5. オートスライド使用による会員相互の診断研究ならびに企業体の視聴覚教育の普及
- 6. 見学会等による会員相互の実地研修の実施
- 7. 会員相互の連絡と親睦

何分本部交付金のみによって運営している現状ですので制約はありますが、ご意見をお
よせ下さい又、支部財政に寄与するよう会費の納入にご協力下さいますようお願いが申
し上げます。

第一種会員（一般会員）	7,000円
第二種会員（公務員）	3,000円
準会員	7,000円
賛助会員	（1口）10,000円

多 様 化 す る コ ン サ ル タ ン ト

京都市中小企業指導所

工業診断係長

猪 上 祝 規

この間もテレビを見ていたら、中年のご婦人がさかんに着物の着付について司会者とやりとりをされていました。あとになってアナウンサーの紹介で、このご婦人が着物コンサルタントと判明したしいですが、街を歩いてもらった銀行の予金案内のパンフレットに法律相談の弁護士の先生から、主婦相手のお買物コンサルタントの先生まで顔を揃えておられる時代になって参りました。

以上の示例は日常生活のうえで我々の視野に飛びこんできたコンサルタントなることばのほんの一例にすぎません。

ことほど左様に、コンサルタントなることばは我々の日常生活にとけこんでまいりましたし、何の抵抗もなくうけいられる時代になって参りました。

十年一昔と申しますが、国が中小企業対策の大きな支柱として経営指導事業をとりあげ、診断士（当時は診断員）の登録を始めた当時と比較いたしますと、まさに隔世の感があるものと申せましょう。

さきにあげましたお買物コンサルタントの例は極端

なものとして、われわれの行なっている経営指導の分野でも、最近ではこのような専門化・分化傾向が進行していることは否定できない事実であろうと思われま

す。ことに最近のように、高度情報化社会が到来いたしますと、このような経済社会のニードの中から新しいタイプのコンサルタントが育ってゆき、このようなタイプの経営指導業務が時代の主流をしめるようになってくるのも時間の問題であるように考えられます。

また最近問題になって参りました公害問題をとってみましても、いままで企業はコストを下げることにのみ血みちをあげて参りまして、産業廃棄物に対する施策には全く手がつけられておりません。このような面についても我々の配慮は必要ですし、またこれと専門に取りくむ広い意味での技術的コンサルテーションの分野は非常に広いものがあると思われま

す。何か首題から離れた勝手な世迷言になってしまい、しかもまとまりのない無責任放言になって申訳ございませんが、一寸所感を申しのべました。

8 月 4 日 より 京 都 地 区 登 録 更 新 研 修 会

すでに各会員に通知されている46年度商工部門中小企業診断士登録更新研修会は8月4、5、6の3日間中京区の京都府立勤労会館において開催されます。45年4月付登録の方は後期分、46年4月付登録者は前期分として13時間の受講が必要とされており、欠席、遅刻および早退の時間が総時間数の1割をこえると所定の受講時間を欠くことになり修了書が交付されないことがあり、更新手続に必要な証明書が交付されなくなりますので受講申込者は日時を間違いないよう出席されることを支部ではのぞんでいます。

暑 中 お 見 舞 い 申 し 上 げ ま す

1971年盛夏



(社) 中小企業診断協会京都支部有志

<p>荒 尾 義 晴 京都市下京区下魚棚通堀川西入 TEL 341-5331(代)</p>	<p>柴 垣 秀 雄 京都市左京区下鴨水口町31の2 TEL 781-9596</p>	<p>西 畑 好 彦 京都市中京区西洞院通二条上る 薬師町652 TEL 231-5207 231-7546</p>
<p>出 井 敏 夫 京都市中京区竹屋町通富小路東入 大炊町365の1 TEL 211-1041 231-5097</p>	<p>千 野 陸 男 京都市北区紫竹西北町44 TEL 492-3561</p>	<p>西 村 誠 作 京都府船井郡八木町大字八木小字 杉の前28 TEL八木(077142)2336</p>
<p>大 木 徹 京都市東山区間屋町通五条下る三丁目 TEL 561-7328</p>	<p>田 畑 周 一 郎 京都市中京区高倉通丸太町下る TEL 241-3361・3362</p>	<p>菱 田 多 一 郎 京都市中京区上押小路通御前東入 TEL 802-0321(代)~8</p>
<p>大 幡 義 夫 京都市下京区黒門通五条下る TEL 351-2552・6860</p>	<p>橘 敏 一 京都市上京区丸太町通千本東入 中務町491-5 TEL801-8224</p>	<p>広 瀬 来 三 京都市中京区烏丸通二条下る西側 TEL 222-1075(代)</p>
<p>久 保 文 男 (通称 文人) 京都市中京区室町通夷川上る鏡屋町 36の2番地 TEL231-0403</p>	<p>中 塚 政 計 京都市右京区西大路松原上る西入る TEL 312-0525</p>	<p>堀 村 清 蔵 京都市下京区西洞院通正面下る 鍛冶屋町 TEL361-4455(代)</p>
<p>黒 川 倉 市 京都市中京区堺町通二条下る杉屋町 641番地 TEL211-6010</p>	<p>中 村 外 之 京都市下京区富小路通松原下る TEL 351-1450・5230</p>	<p>山 下 藤 三 郎 京都市中京区六角通東堀川東入越後町 189番地 TEL221~7411~4</p>
<p>黒 崎 徳 之 助 京都市上京区智恵光院通丸太町下る 三筋目東入主税町 TEL801-0501(代)</p>	<p>中 谷 弥 太 郎 京都市下京区東洞院通五条上る TEL 351-8449・2140</p>	<p>山 本 淑 郎 京都市北区堀川北大路上る西入 TEL 491-4957</p>
<p>佐 々 保 京都市右京区西院高田町35 TEL 311-1978</p>	<p>中 村 貞 次 郎 京都市右京区西院三蔵町20 TEL 311-2656(代)~8</p>	<p>吉 村 卯 一 郎 京都市上京区五辻通千本西入風 呂屋町58番地 TEL461-1872</p>
<p>島 津 清 一 郎 京都市下京区堀川通六条下る元日町 11番地 TEL351-4816 361-6534</p>	<p>中 野 善 蔵 京都市上京区西日暮通丸太町下る 4丁目 TEL811-8732・2750</p>	<p>和 田 忠 儀 京都市下京区河原町通七条下る TEL 351-7127 361-6970</p>

窓 辺 の 風 鈴 に 想 う こ と

支 部 長 中 谷 弥 太 郎

皆様方には炎天の下で健かにお過ごしですか、謹んで暑中のお見舞を申し上げます。

さて暑い折柄今更堅苦しいお話しを申し上げるつもりはありませんが、私は現下の急速に進展しつつある社会情勢下の企業の在り方についておくれをとらぬように中小企業を指導育成することが当面我々に課せられた責務であると考えます。即ち企業経営と経営環境との関係を考えるとき財務管理、生産管理、販売管理、労務管理、将又公害管理等は企業経営の内部的要因であり、他面経済社会が急速に進展して行く現在の動的時代に於て経済社会を構成するものは消費、生産、流通、交通、金融、労働、貿易、思想、科学等々その何れもが重要な構成要素であり、これらの経営環境を外部的要因とする時この両要因は恰も車の両輪の如きものであるということが出来ます。この両輪を基軸として殊に大きく且つ早く変革して行く経済環境を重視して我々は企業経営の考え方、行き方を近代化しなければならないのであります。経営コンサルタントを以て任ずる中小企業診断士は常にこれらの情報化時代に対応してその指導理念を誤らず以て与えられた職域の遂行に邁進しなければならないと考えます。尚、またかねての念願である民間診断士としての独自の活躍舞台も着々とその実現の域に進められつつあるのでありまして厚生省でも環境衛生営業の近代化

合理化を促進する為めに民間の中小企業診断士の活用について考慮を払われつつある現状であると聞き及んで居ります。

顧るに診断士制度が創設されてから既に十有八年官庁診断の補助的存在に端を発した民間診断士は今や独自の活動分野が展開しつつあるのでありますから我々中小診断士は本来の使命を尊重しつつ社会情勢に順応して企業の進展に貢献することを念願してやまない次第であります。窓辺の風鈴の音も心なしか我々業務の奮起を促して警鐘を乱打して居るように思われるのであります。そこで会報「診断京都」は会員の動静、診断資料の提供、交換、会員の論説、診断業界の状況等を伝える唯一の支部機関紙で紙面こそ貧弱であります。内容の充実したものに育て上げたいと懸命の努力を続けて居りますからどうぞ意のある処を諒とせられ会員諸兄のご投稿と愛読を切望するものであります。また他面支部では常に会員相互の親睦と密接な結集を計ると共に過般の通常総会で決議された事業計画に基づいて優良企業の見学と研究、日常業務についての研修会を実施して診断業務の研賛に努めたい所存であります。

聊か診断士の責務の重大性を喚起し併せて支部の在り方について所見を申し述べました。終りに臨み会員諸兄の健康を祈念すると共に我が京都支部発展の為め絶大なるご支援を賜わるよう懇請する次第であります。

第 12 回 通 常 総 会 終 結

去る6月10日(木)京都府立勤労会館で行なわれた当支部の第12回通常総会は、会員多数の出席を得て定刻2時開催、各議案について審議、いずれも原案どおり承認可決されました。

○府立中小企業総合指導所の人事異動

本年6月1日付の京都府人事異動で、会員各位に関係深い府立中小企業総合指導所の異動がありましたので、その大要をお知らせします。

(職 名)	(新 任)	(備 考)
所 長	西 村 秀 男 氏	商工部長兼務
経 営 指 導 部 長	庄 林 二 三 男 氏	前商工指導課長
技 術 指 導 部 長 心 得	松 尾 二 郎 氏	振興課長兼務
経 営 課 長	荒 木 昭 太 郎 氏	前丹後機業振興対策室長

なお、前所長、友野理平氏は退職され、又前経営指導部長安達勝氏は舞鶴事務局長へ、前経営課長町田昭氏は商工指導課長に、それぞれ異動されました。

○第23回全国能率大会京都において開催さる

去る6月16日17日18日の3日間にわたり、上記大会が国立京都国際会館において盛大に開催され、「企業の社会性と70年代経営の創造」をテーマに熱心な討論と研究発表、工場見学などが行なわれました。

当支部からの参加者は次のとおりです（参加者名簿による）

中 谷 弥 太 郎	荒 尾 義 晴
山 本 淑 郎	千 野 睦 男
森 川 八 十 一	中 窪 嘉 邦
黒 崎 徳 之 助	(順不同、敬称略)

尚、来年度の開催地は仙台市ときまりました。

○昭和46年度第2回全国診断研究会開催日決まる

10月19日（火）～21日（木）

愛媛県松山市で行なわれることになりました。会員各位のご参加を希望いたします。詳細は後日おしらせします。

日程は次のとおりです。

第1日	総会
第2日	分科会
第3日	工場等見学

余生とは今のひとよきほととぎす
 お茶席の前の一枚夏簾
 鮎の瀬や人形峠といふところ
 緑蔭にありて静かに思ふこと
 屋根すべり落ちくる鉾の粽受く

俳句

吉村卯一郎
(城 乾)

◎支部会員異動（46年4月1日以降分）

新入会

住は住所，勤は勤務先，②は第二種会員（ ）内は登録部門

青木喜徳郎（工）住 彦根市安食中町166 (07492) 8-1184

勤 東洋精器（株） (0775) 37-0685

中窪嘉郎（商）住 京都市右京区御室小松町31 462-7497

勤 京都中央信用金庫 361-2171

堀江敏次（商）住 京都市北区衣笠荒見町 滝井方

勤 京都商工会議所 231-0181

② 大村順一（商）住 京都市左京区下鴨蓼倉町72 791-3803

勤 京都府立中小企業総合指導所 312-2331

住所移転

桑原博 新住所 京都市北区大宮東総門口町17番地

◎お知らせ

1. 府山口課長の「京都府中小企業融資制度」の付録として融資制度一らん表を別添として支部第一種会員の方のみに同封送付させていただきました。
2. 情報資料として「商品知識ダイジェスト」を当支部に保管して居ります。診断その他の実務参考資料としてご利用下さい。ご希望の方は副支部長黒川倉市先生まで、ご連絡下さい。

てーるらんぷ

発行が大へんおくれたことをおわびいたします。編しゆう委員一同張切ってやったつもりですが、会員各位のご満足いただけるかどうか、ご批判下さい。本号は実務記事として府、市双方から、お忙しい中を玉稿をいただきました。誌上をかりて厚くお礼申し上げます。

暑中広告にご協力いただいた先生方にも、深甚の謝意を表します。

本年度中に、もう二回ぐらい発刊のつもりですので、よろしくご支援の程おねがい申し上げます。

編しゆう委員 荒尾義晴、久保文男、和田忠儀

診 断 京 都 （第3巻 第4号）

昭和46年8月1日発行

社団法人 中小企業診断協会 京都支部

〒600 京都市下京区東洞院通五条上る 深草町 574

電 話 (075) 351 - 8 4 4 9

印 刷 所 三 輪 印 刷 所

電話 (075) 771-1090・3646